

第15回農林水産業・地域の活力創造本部 議事要旨

日時：平成27年6月19日（金）7：20～7：40

場所：官邸2階小ホール

出席者：菅内閣官房長官（副本部長）、林農林水産大臣（副本部長）、甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、石破地方創生担当大臣、山口内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全）、下村文部科学大臣、望月環境大臣、竹下復興大臣、赤澤内閣府副大臣、永岡厚生労働副大臣、あかま総務大臣政務官、竹谷財務大臣政務官、藺浦外務大臣政務官、関経済産業大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官

加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、長谷川総理補佐官兼内閣広報官、古谷内閣官房副長官補、美並内閣審議官

石井公明党政務調査会長

○ 冒頭、菅内閣官房長官から次のような発言があった。

今回は、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策のフォローアップを行うということで、特に、「農地中間管理機構の運用状況」及び「農林水産物・食品の輸出促進策」について、御議論を頂きたい。

農地中間管理機構については、同プランで、当本部において、その運用状況を評価することとされているところ。

また、農林水産物・食品の輸出額は、昨年には6千億円を超え、過去最高を更新しているところ。今後、輸出拡大に向けた取組を更に進めていく必要があると考える。

○ 林農林水産大臣から次のような説明があった。

〔農地中間管理機構の運用状況〕

農業の競争力を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化の加速化が重要であり、日本再興戦略においても、今後、担い手の農地利用面積の割合を現状の5割から8割に引き上げることとしている。

この目標を達成するための究極の手段として、各都道府県に農地中間管理機構を整備している。

農地中間管理機構のスタートで、ここ数年停滞していた担い手への農地集積・集約化が再び動き始め、平成26年度末の担い手の利用面積の割合は、50.3%と前年度より、1.6%上昇。

農地中間管理機構による農地集積の実績については、借入面積は約2万9千ha、貸付面積は約2万4千ha、売買も含めた全体の実績は借入・買入で約3万6千ha、転貸・売渡で約3万1千haとなっている。

当初目標には届かなかったものの、前身の農地保有合理化法人時代と比べると全体の実績で約3倍、貸借だけで見ると約10倍の実績を残しており、初年度としては、一定の成績を残すことができたと考えている。

しかしながら、今後10年間で担い手の農地利用面積割合を8割に引き上げるというKPIを達成するためには、早期に機構を軌道に乗せて、実績を大幅に拡大していく必要。

課題としては、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚が十分でなく、それにふさわしい役職員の体制となっていないこと、地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話合いが進んでいないところが多いこと、農地の所有者の心理的な抵抗等の問題点があると考えている。

このような問題点を踏まえ、機構及び都道府県に対し、抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求め、毎年度、各都道府県の農地中間管理機構の実績をランク付けとともに公表し、実績を上げた都道府県に対して、各般の施策について配慮する仕組みを検討するほか、市町村に対し、人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話合いが着実に進むよう要請しようと考えている。また、農地所有者の農地中間管理機構への農地の貸付のインセンティブを強化するため、固定資産税など農地に係る負担について、機構への貸出についてその負担を軽減する仕組み、また逆に耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討し、実現していく必要があると考えている。

今後ともPDCAサイクルを的確に回しながら、全都道府県で、機構事業が軌道に乗るよう全力をあげたいと考えている。

#### 〔農林水産物・食品の輸出促進策〕

農林水産省は、2013年の和食のユネスコ無形文化遺産登録を「ホップ」、本年のミラノ万博を「ステップ」、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を「ジャンプ」として、日本食・食文化の普及と一体となった輸出拡大の取組を進めているところ。

2014年の輸出額は、過去最高の6,117億円。KPIである2020年1兆円に向け、順調に伸びている。今後、さらに拡大するグローバルな食市場を獲得していくためには、FBI戦略を一体的に展開していくことが重要。

このFBI戦略を進めるため、輸出戦略の司令塔である輸出戦略実行委員会での議論を踏まえ、ジャパン・ブランドの確立や輸出環境課題の解決を、官民一体で進め、戦略的に輸出拡大を実施してまいりたい。

輸出拡大の「基」となっているのが、2013年6月に閣議決定した「日本再興戦略」で輸出目標1兆円を定めたこと。

その目標を達成するため、2013年8月に、輸出の重点品目ごとに目標額や重

点地域を定めた「国別・品目別輸出戦略」を策定し、この戦略に基づき、P D C A サイクルによって見直しを行いながら品目ごとの輸出拡大の取組を進めているところ。

昨年の輸出額は過去最高となる 6,117 億円であるところ、今年は、今のところ 27% 増の勢いで増えており、2016 年に 7000 億円という中間目標について、かなり近いところまで、1 年前倒しで達成できるのではないかとみている。

政府全体の取組として、各省に大変な御協力を頂いている。総理をはじめ閣僚の皆様による海外出張時の日本産食品のトップセールス、在外公館等でのレセプションのほか、官民一体の取組として、ビジットジャパン戦略、クールジャパン戦略等が大きな役割を果たしていると考えている。

これらの取組のほか、国内の食関連製品や日本の文化とのパッケージでの輸出、農商工連携、空港近辺の卸売市場を活用した輸出促進等を今後とも各省と連携して行っていきたいと考えている。

更なる輸出拡大のためには、輸出の阻害要因を洗い出し、輸出できる環境を整えていくことが極めて重要であり、「輸出環境課題レポート」に基づき、優先順位をつけて精力的に取り組んでいきたいと考えている。

特に原発事故に伴う諸外国の食品輸入規制については、これまで以上に政府一体、国全体となって、政治レベルの支援も受けながら、撤廃・緩和の働きかけを行っていくことが必要。

直近の例では、台湾が本年 5 月 15 日以降、輸入規制を強化したが、これは具体的根拠が示されておらず、引き続き、規制撤廃・緩和の申し入れを行っているところ。

また、韓国の場合は、WTO の手続きに入っている。こうしたことも含めて、それぞれ然るべき対応をしていきたい。

第 4 位の輸出先である対中国の輸出拡大の可能性は大きいですが、世界の中で最も厳しい放射性物質に係る輸入規制を実施しているだけでなく、コメや牛肉など個別品目に対する規制も残っており、重点的に働きかけを行っていくことが必要。

この働きかけの一環として、本日、担当局長を中国に派遣しており、規制緩和の議論を進展させていく考え。

中国におけるコメの消費量は、1 億 6 千万トンであり、大変大きなマーケットであるが、2014 年の対中国のコメ輸出量は、157 トンにとどまっている。

勿論、種類が違うため、日本と同じ中短粒種は、1 億 6 千万トンのうち 3 割程度と推計。それでもかなり大きなマーケット。

更なる輸出増加のためには、指定精米工場等の拡大など、中国側への規制緩和の働きかけ、流通の多様化、需要拡大のためのプロモーションの強化等、様々な課題に取り組むことが必要。

特に原発事故に係る輸入規制の緩和や日本食のプロモーションなどについては、生産関連の施策ともきちんとして連絡を取って、オールジャパンで取り組んでいきたいと思っている。

以上、農林水産物・食品の輸出促進策について、しっかりと実行に移し、「強い農林水産業」の需要サイドの強化に取り組んでまいりたいと思っている。

○ これを受けて、甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）から次のような発言があった。

農地中間管理機構による農地の集積・集約化や、農林水産物・食品の輸出促進は、農林水産業の成長産業化にとって要となる施策。

まず、農地中間管理機構による農地の集積・集約化については、日本再興戦略で掲げた「今後10年間で農地の8割を担い手に集積する」というKPIに対して、進捗が十分とは言えないが、林大臣の強いリーダーシップによって、直ちに機構の見直しの方策を提示されたことは高く評価したい。

この見直しの方策が着実に前進するよう、今後、産業競争力会議としても、規制改革会議と連携しながら、全面的にサポートしていく。

次に、農林水産物・食品については、2014年の輸出額が6,000億円を超え、過去最高を記録。これは、農林水産業の成長のポテンシャルの高さを示すもの。この勢いをもって、「2020年に1兆円」というKPIを、前倒しして実現して頂きたい。

他方、輸出促進の阻害要因に対処することも不可欠。コメが供給過剰である中、中国へのコメ輸出は重要。その課題解決のための局長級会合が久々に開催されるという報告があった。様々な課題があろうかと思うが、着実に進めて頂きたい。

○ 赤澤内閣府副大臣から次のような発言があった。

有村大臣の代理で発言。

農地中間管理機構は、耕作放棄地の増加を止め、農地集積を進める上で重要な役割が期待されている。しかしながら、これまでの集積・集約化の実績を見ると、目標約14万haに対して約6万haにとどまっており、また地方のバラつきも見られる。

このため、6月16日(火)に、総理に手交された規制改革会議「第3次答申」では、例えば、各都道府県の実績の公表及びランク付けや、遊休農地等に係る課税の強化・軽減等が提言されている。本答申を踏まえた「規制改革実施計画」を今月中に閣議決定する。

規制改革会議は、産業競争力会議と連携し、継続的にフォローアップを実施する。

○ 藪浦外務大臣政務官から次のような発言があった。

岸田大臣の代理で発言。

外務省では、飯倉公館、既存の在外公館施設、今後設置予定のジャパンハウスも活用し、地域の魅力の発信、農林水産物の輸出促進に取り組んでまいり。

本年3月に、飯倉公館で福島県と共催したレセプションには、在京外交団、外国からの商工会議所含めて220名が参加し、福島県の農産物を楽しんでいただき、大きな反響があった。

今後は外務省が有する在外公館のネットワークを活用した上で、「どこで何が売れるか」といった情報を各国から吸い上げ、一元化をし、これを地方、企業、農林水産省と共有して、連携しながら、輸出を一層推進するための施策も充実させていく考え。

○ 石破地方創生担当大臣から次のような発言があった。

地方において、農林水産業というのは基幹産業。地方創生にも不可欠なもの。今、林大臣から御報告があったが、要はいかにしてコストを下げ、いかにして付加価値を上げるか、ということ。今、輸出促進等積極的な取組が行われているわけであるし、農地中間管理機構もコストを下げるという意味では、極めて重要なものと考えている。

これらの取組を実効あらしめるためには、様々な主体が連携する、協働する、従来の縦割りの事業や取組を超えた新たな「枠組み」づくり、「担い手」づくりをしなければいけないということ。「圏域」づくりということを念頭に置きながら、各省庁連携しまして「地方創生の深化」というものを図りたい。

○ 竹下復興大臣から次のような発言があった。

東日本大震災の被災地にとって、農林水産業が活性化することはどうしても必要なこと。

しかし、残念ながら、震災から4年3か月を経過した今もなお、諸外国による国産、特に被災地産の農林水産物・食品の輸入規制という風評被害が続いている。

そうした中で、5月の連休に海外出張された閣僚の方々におかれては、日本産品の輸入規制の撤廃に向けて、各国に積極的な働きかけを行っていただいたことに感謝。

更に、この風評被害の払拭に向けて、諸外国への働きかけに加え、関係省庁が一丸となって、福島県産米の全袋検査等の放射性物質検査の徹底、消費者等に対する分かりやすい情報発信の強化等の取組を行っているところ。

現在、復興庁においても、「28年度以降の復興事業のあり方」について、最

(未定稿)

終的な調整を行っているが、風評被害対策については、引き続き国による支援を行ってまいりたいと考えている。

○ その後、菅内閣官房長官から、農地中間管理機構の運用状況については、当初目標には届かなかったが、初年度としては、一定の実績を残すことができたものと評価し、本日、林農林水産大臣から説明のあった改善策を進めることについて、本部員の理解を頂き、本部として確認してよろしいかとの発言があり、本部員からは異議なく、本部として確認された。

また、菅内閣官房長官から、農林水産物・食品の輸出については、本日の本部員の意見も踏まえて、農林水産省を中心に、関係各府省連携して推進して頂きたいとの発言があった。

以上

文責：内閣官房副長官補付